

第七十五号議案

東京都水上安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都水上安全条例の一部を改正する条例

東京都水上安全条例（平成三十年東京都条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第二十三条第二項中「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行による港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。